

第4回大田区建築物の高さの最高限度を定める高度地区指定に係る 有識者委員会 主な意見

- 開催日：平成26年1月17日(金)10時00分～11時15分

- 主な意見

<全体について>

【文言の修正について】

- ・各種文言の整理を行うこと。

<建築物の最高高さの検討（資料1）について>

【除外を予定する区域の例示について】

- ・導入エリアは決定事項とするのではなく、今後の補正作業の中で再検討すること。

【指定値の刻み方について】

- ・1階（約3メートル）刻みでは細かすぎるので、もう少し幅を持たせて設定すること。

<建築物の高さのルールに関する基本的な方針（案）（資料2）について>

【除外を予定する区域の例示について】

- ・基本的な方針からは削除すること。

【（特例措置）既存不適格建築物について】

- ・「建替えの困難性」に着目して、文言を整理すること。

・既存不適格の発生が予想される共同住宅については、分譲マンションと賃貸マンションの割合をサンプルデータなどにより、ある程度把握する必要があると考える。

【（特例措置）区長の許可について】

- ・どういうものが対象となるか、「公益上やむを得ない場合等」のように例示すること。

<その他>

【現場見学会について】

- ・来年度の指定値の検討に際して、有識者委員会のメンバーで主要な場所の現場見学会を実施してもらいたい。